

平成29年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時：2017（平成29）年5月29日（月） 午前10時00分～12時00分

場 所：橿原市役所4階 委員会室

出席委員：蘆村修委員、上田勝弘委員、上田剛委員、奥田寛委員、加護善三委員、葛井潔委員、小西満洲男委員、坂根満委員、島本郁子委員、竹田のぶや委員、鄭順子委員、寺前耕一委員、二宮優子委員、野島佳枝委員、榎尾悟委員、榎谷佐千代委員、森下みや子委員、森田英嗣委員、森本和仁委員

欠席委員：加藤雅菊委員
（五十音順）

出席者：森下市長、岡崎副市長、中西総務部長、藤井市民活動部長、奥村市民課長、山下飛驒コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、吉田人権教育課長

事務局：松村市民活動部副部長兼人権政策課課長、中村人権政策課長補佐、西岡人権政策課長補佐、青木人権政策課副主任、阪田主査、中川人権政策指導員

オブザーバー：一般財団法人 奈良人権部落解放研究所 大平所長

傍聴者：0名

議 題：【協議事項】① 人権審議会 副会長の選出について

② 「橿原市人権問題に関する市民意識調査」について

（資料1）「橿原市人権問題に関する市民意識調査」結果の概要

（資料2）「平成29年度スケジュール」

【その他】

（司会）

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様のご協力をおもちまして議事を進めさせていただきますので何とぞよろしくお願いいたします。併せて、本日クーラーが故障しておりまして大変暑い中ご審議いただくこととなりますことご了承いただきますようお願いいたします。

それでは最初に、市長よりご挨拶を申し上げます。

（市長）

大変お忙しい中、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。平素はまた榿原市行政、人権行政にご理解とご尽力いただいておりますこと、御礼申し上げたいと思います。本日は、昨年度実施いたしました「榿原市人権問題に関する市民意識調査」結果が出てまいりましたので、その報告を中心に進めさせていただきたいと考えています。調査結果からは、格差社会が進行する様子を、そして地域力の弱さ等々が顕著に目に付くようになってまいりました。特に貧困率が高くなってまいりまして、もう1つ言いますと、子どもの貧困率の高さが先進国では最低ということになっています。16パーセントを超えています。つまり、そういう状態が子どもたちの教育にも非常に大きな格差を生んでいる現状がございます。この榿原市を見まして、非常に子どもたちがいい環境ですくすくと大きくなっていただいているという感をもっていたのですが、実は全国規模の市で見ましても、榿原市が1700ある市町村の中でも平均以下です。これは何を表しているかということ、貧困率が非常に高くなっています。奈良県は、非常によくできる、進学率が高く、子どもたちの高進学が非常に高い県です。その中で、榿原市は高いのですが平均すると全国よりも低いです。この現状を考えますと貧困化あるいは格差が急速に進んでいる現状を実感しています。結果を踏まえまして、限られた時間ではありますが委員の皆様には、幅広い視点からいろいろなご意見をいただきまして、この現状を少しでも解消できるように我々も努力していきますので、ご意見賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。着座にて失礼します。お手元にあります名簿順に、ご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

蘆村 修委員でございます。

上田勝弘委員でございます。

上田 剛委員でございます。

奥田 寛委員でございます。

加護善三委員でございます。

葛井 潔委員でございます。

小西満洲男委員でございます。

坂根 満委員でございます。

島本郁子委員でございます。

竹田のぶや委員でございます。

鄭 順子委員でございます。

寺前耕一委員でございます。

なお、加藤雅菊委員でございますが、本日所用のためご欠席されておられます。

二宮優子委員でございます。

野島佳枝委員でございます。

森本和仁委員でございます。

槇尾 悟委員でございます。

榿谷佐千代委員でございます。

森下みや子委員でございます。

森田英嗣会長でございます。なお森田委員につきましては、本審議会の会長を務めていただいております。

なお、委員の皆様には、平成30年11月30日までの期間について、新たに審議会委員として委嘱させていただきます。

また、本日は市側より、市長、副市長をはじめ関係部長、関係課長もが出席しておりますが、市長につきましては、公務のためここで退席させていただきますのでご了承ください。

【市長 退席】

また、後ほど報告させていただく、「檀原市人権問題に関する市民意識調査」業務の受託業者であります、一般財団法人 奈良人権部落解放研究所の大平所長にもオブザーバーとして出席いただいております。

では続きまして、本日配布しております資料等についてご確認をお願いいたします。まずA4の人権審議会次第、2番目に檀原市人権審議会委員名簿、3番目座席表、4番目『(資料1)「檀原市人権問題に関する市民意識調査」結果の概要』、5番目『(資料2)「平成29年度スケジュール」』、6番目『檀原市人権問題に関する市民意識調査報告書』そして、参考資料といたしまして、前回の調査結果の概要であります、『人権を考える特集号 25号及び26号』の以上7点でございます。資料の不足、不備などがございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、マイクの使い方をご説明させていただきます。発言していただく時は、前の「発言」ボタンを必ず押してからお話しください。ボタンを押しますとマイクのランプが点灯し、スピーカーから音声流れます。そして、発言終了後には再度同じボタンを押して、マイクのランプを消していただきたいと思っております。ボタンを押さないと、次の方が発言されるときに、音声スピーカーから流れませんのでよろしく願います。

本日、委員20名様のうち、出席者19名、欠席1名でございますので、「檀原市人権審議会規則」第5条第2項に基づき、出席者過半数により、本審議会が成立することを申し上げ、ただ今から平成29年度第1回人権審議会を開会いたします。また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただきますのでよろしいでしょうか。

【『異議なし』の声】

(司会)

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会では会議録を作成するため音声を録音させていただきます。

なお、本日傍聴希望の方は、いらっしやいませんでした。

それでは、檀原市人権審議会規則第5条第1項により「会長が会議を招集し、その議長となる」とありますので、以降の進行は、森田会長をお願いいたします。森田会長、よろしく願います。

(議長)

はい、では皆様改めましておはようございます。クーラーが壊れているということですが、いつものように熱い議論をお願いいたします。では、早速ですが議事に入ります。次第に従いまして、先ずは人権審議会の副会長の選出を行いたいと思います。前任の米田勝彦副会長は平成28年11月30日の任期満了により退任されました。

つきましては、新たな副会長を選出する必要がありますが、「檀原市人権審議会規則第4条第1項」に、「副会長は委員の互選により定める」とありますので、慣例により、檀原市自治委員連合会・顧問で、同連合会より推薦を受けて新たに委嘱を受けられました委員に、副会長をお願いいたしてもよいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ただ今、「異議なし」の声がありましたが、今一度賛同の拍手をお願いします。

【賛同の拍手】

それでは、委員の方から、就任のご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

ありがとうございます。ご信任いただきました以上、一生懸命がんばっていきなあとと思っている次第でございます。どうぞご協力のほどよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。それでは、次の議題に移ります。

今回は、調査結果の報告についての意見聴取が、主な目的になっておりますので、多くの委員の皆様からご意見を賜れますよう、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、「『檀原市人権問題に関する市民意識調査』について」のうち、まず初めに（資料1）につきまして事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

事務局人権政策課西岡と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。お手元の「檀原市人権問題に関する市民意識調査報告書」と資料1につきましてご説明させていただきますと思います。まず資料1ですが、1ページの目的をご覧いただきたいのですが、こちらの方につきましては、昨年度実施いたしました調査の目的ということで2点書かせていただいております。1点目につきましては、今まで檀原市が人権確立に向けて行ってまいりましたさまざまな取組、施策について、成果や課題を明らかにして、今後行っていかなければならない人権教育、人権啓発に関わる基礎資料を得るために行ないました。また2点目は人権問題に関する市民の関心を深め、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えて実施いたしました。具体的な内容ですが、調査の対象につきましては、市内の18歳以上の日本籍の方が3000名、外国籍の方が30名、合計3030名

の方に調査票を送りました。7通があて先不明で戻ってきました。その結果回収できましたのが、有効回答数ということで、1213通で有効回収率が40.1%という結果になりました。このうち、男性が約38%、女性が58%でした。この調査ですが、前回12年前にも同様の調査を行っています。今回との経年比較とこの間に生じてきました新たな人権課題ということで、大きなテーマを追加いたしました。今回の調査につきましては、2点新しいテーマをつけ付け加えました。1点目は、「インターネットと人権」、2点目は「性的マイノリティ いわゆるLGBTに関するもの」です。概要は以上です。続いて個別の課題について説明いたします。報告書の3ページをご覧ください。

最初の課題は、「市民の日常生活で暮らしにくいと感じていること」についてですが、一番多く得られた回答は、「特にない」ということで、約3割です。2点目が、「家計に全く余裕がない」ということで、3点目が「結婚や葬式等に関して古いしきたりや考えがある」です。3点目の「結婚や葬式等に関して古いしきたりや考えがある」が前回28.6%でしたが、18.5%に大きく減少し、地域社会の何らかの変化がうかがえます。それから、新たに「家計にまったく余裕がない」という設問を加えましたが、約4人に1人の割合で回答されています。「特にない」が一番多かったのですが、一部の面では経済的な面で緩和されているというところがありますが、「家計に全く余裕がない」という回答を得られているところもあり、格差の部分があるのか検証していく必要があります。4ページの方ですが、同じ設問を年齢別に見ているわけですが、問1-①左から3つ目「いざというときに助け合える人間関係がない」ということで、回答率が下に行くほど高くなっているのがわかるかと思えます。特に70歳以上が24.2%で、一番高くなっています。高齢者の方が孤立感を持っていることに焦点を当てていかなければならないと言えます。

続いての課題は、同和問題です。同和問題につきましては、設問と設問のクロス集計をして傾向を読み取り分析しています。まず1点目につきましては、同和地区の周辺にある住宅物件を求める際の市民の気持ちや考えを表しています。これにつきましては、前回に比べてやや同和地区を避けようとする傾向がアンケートから読み取れます。もう一方で、もう一つの設問「友人による同和地区に対する差別的な発言」にどう対応していくかという設問がありますが、同じように「差別的な発言にどう対応していくか」では、前回に比べて「少し同調してしまう」、あるいは「消極的な対応を取ってしまう」傾向が見られます。これをクロス集計することによりまして、何が見えてくるかといいますと、住宅物件の選定に関しまして、同和地区を避けようとする意識の強い人ほど差別的な発言に対して同調的であったり、是正に向けて消極的であるということが言えます。これと逆に、傾向といたしまして同和地区を避ける意識が低い人ほど、差別的な発言に対して是正していこうとする傾向が見られません。

続きまして2点目ですが、「子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度」ですが、先ほどの2つの設問に比べて、改善している方向が出ています。結婚が家と家の問題から、個人と個人また社会の流動化が考えられ、ある程度結婚について理解が進んでいるかと考えられます。それに対して、「同和問題との初めての出会い」という設問があり、この設問は新しく設定したものです。結果としては、約半数の人たちが「学校の授業」と回答しています。傾向としましては、若い人ほど「学校の授業」を選択しているといえます。また高齢になるほど、「家族・親せき」から部落差別を初めて聞いたという傾向が見られます。そういう傾向を踏まえて、同和地区、部落出身者に対する忌避意識の背景に「家族・親せきから聞いた」という出会いが影響している部分があり、もう少し詳しく見

ていく必要があるのかと思われます。以上のことから、ある程度学校教育が果たしている役割を成果として見る事ができます。こういったことから、「幼少期から他者を排除しない」、「人権を大切にすう」という感性を育てる教育が重要であると言えます。また、教育で積み上げた成果を損なわないように、部落内外の人々が共に「まちづくり」活動など、交流を図ることが大切であると言えます。やはり学校段階である程度正しい認識を培う教育が果たされていますので、大人になっても、継続して取り組む必要があるといえます。

3つ目ですが、「子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度」ですが、前回に比べてある程度の改善が見られています。もう1つの設問は、「結婚差別の現状についての意見」です。こちらにつきましても、全体としてはいく分か改善傾向にあります。こちらも結論から言いますと、子どもの結婚に「反対する」率が高いほど、部落差別の存在を強く認識している人が多いと言えます。逆に言うと、結婚に「反対する」度合いが低いほど部落差別の認識が低くなっていると言えます。ただ、結婚を全く問題にしない人であっても、差別があるという認識を約3割の人が持っておられますので、全く結婚を問題視していない人でも差別が全くないと思っておられないといえるかと思います。このことから言えることは、子どもの結婚に対する態度については、「差別の現実」にすべてを左右されないという市民の一定程度認識が見られると言えます。合わせまして、今までの教育や啓発の積み重ねの成果もうかがえるのかと考えられます。以上をもちまして、こういった部落差別解消に向けてまずは差別意識を解きほぐし、更に今まで積み重ねてきた学び・啓発・教育といったものを更に進めていく必要があるのかと考えられます。

続きまして4ページですが、「女性の人権について」です。報告書29ページをご覧ください。これ以降の個別課題につきましても、設問の最初が、「それぞれの人権について尊重されていないと思うのは何ですか」で、その後「それぞれの人権について守るためには何が必要ですか」とセットになっています。まず、女性の人権ですが、「何が尊重されていないと思いますか」という設問ですが、3つ選択肢が特出して、1番は「育児、介護など、男女が共同で担うことができる環境が整っていない」が約6割弱あります。2番目は「職場における待遇の違い」3番目は「固定的な性別役割分担意識」です。これにつきましても、30ページは性別において回答を分析していますが、3つにつきましても男性と女性の率を比べますと、すべて女性の方が上回っています。やはり、現実の場面で女性の方がそういった場面に遭遇していることが多いので、こういう女性の認識が出ているのかと思われます。それに対しまして31ページでは「女性の人権を守るためにはなにが必要ですか」という設問です。こちらにつきましても、主に「育児・介護休暇制度など、男女が働きやすい環境を整える」が71.6%で一番多かったです。続いて「男女平等に関する教育を充実させる」33.6%、「企業役員など、意思決定の場への女性の参画をすすめる」31.4%と3つが多かったです。32ページをご覧くださいなのですが、表9-②年齢別をご覧ください。20～29歳、30～39歳、40～49歳いずれも特に「職場で育児・介護休業制度などを充実させ、男女が働きやすい環境を整える」が70%以上の高い回答を得ています。やはり、育児や子育てそして職場で活躍していこうという年齢ですので、切実な状況があると考えられます。以上のことから、男女が働きやすい環境（育児・介護制度など）整備や、男女平等に関する教育の充実など、性差を超えて対等なパートナーシップを確立していくことが必要であると言えます。

次は子どもの課題です。報告書の33ページも併せてご覧ください。上から3つの選択肢が多くな

っています。1つ目は「子ども同士によるいじめ」2つ目は「子どものいじめを見て見ぬふりをする」3つ目は「保護者や同居人による子どもへの虐待」が突出しています。やはりいじめに関しては、いじめの問題の深刻さやマスコミ等で報道される「いじめ」へのイメージといったものが、アンケート結果に反映されていると思われます。また新たに設定しました「経済的な理由で満足に食事を取れない子どもが増えている」がありますが、近年の相対的貧困ということで、日本の子どもの6人に1人が相対的貧困にあるという結果が出ています。そういった事が市民の方々に一定程度認識されているのかと思われます。こういったことから、子どもの人権につきまして、やはりいじめの問題は子どもの成長、生命に直結することでもありますので、今、施策の取組をしていますが、更に発展していく必要があります。子どもの貧困につきましても、いろいろな市民や団体と連携しながら取組を進めていく必要があります。近年樫原の方でも、「子ども食堂」であるとか、「かしはら校外塾」であるといった取組もなされていますので、そういった団体と連携していく必要があると考えられます。

続きまして「高齢者の人権」について、レジメの5ページをご覧ください。報告書につきましては37ページをご覧ください。「自分の老後・先行きに対して非常に不安をもつ」に約半数の人が回答されました。次に「暮らしやすいまちづくりなどがすすんでいない」が約40%、そして「介護制度などの情報が、一人暮らしの高齢者に伝わらない」が同じく40%程度の回答でした。自分の老後や先行きへの不安というのは、今回新たに加えたものですが、やはり市民の正直な思いや認識が反映されているのかなと思います。続きまして38ページの表12-①をご覧ください。「自分の老後・先行きに非常に不安をもつ」という選択肢ですが、40歳以上の方から50%以上の回答を得ています。中・高齢者の方へのケアが必要であると考えられます。以上から「高齢者の人権」につきましては、施策の部分では他の世代との交流を進めるとというのが一番多かったのですが、ここで市民が考えているのは、高齢者の孤立化を防ぐことであると思います。こういったことから、人権を尊重するための施策では、「他世代との交流をすすめる」ことが、孤立化を防ぐ重要な視点であると言えます。老後への不安については、情報や相談が不足している面もあり、情報提供や相談体制の更なる充実が必要であると言えます。

次の課題は「障がいのある方の人権について」です。報告書41ページをご覧ください。

特に多かったのが「就労の機会が少ない」もう1点は「まちづくりがすすんでいない」が、50%を超えていました。続いて44ページをご覧ください。人権を守るための施策についてですが、「地域で生活しやすい環境にする」55.2%、「就労の機会をもっと確保する」が50.8%でした。今回新たに加えました「障がいのある人への合理的配慮を積極的に行う」が48.5%でした。障がいのある方へのケアやまちづくり、配慮が必要であると考えられます。まとめとしましては、障がいのある方への就労の機会の確保、生活しやすい生活設備など、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」がありますが、「不利益な取り扱いの禁止」、「合理的な配慮」といった県条例の趣旨等の普及を図ると同時に、そうした趣旨を尊重して改善に努めていくことが必要であると考えます。

次の課題は「H I V感染者・ハンセン病患者等の人権」です。報告書46ページをご覧ください。1番多かったのは「病気の症状や治療方法について、誤った情報が流れる」が約50%の回答がありました。2番目に多かったのは「感染しているとわかった人を、退職や退学に追い込む」でした。47ページをご覧ください。人権を守るための方策を問うているわけですが、一番多かったのは「プラ

イバシーの保護を徹底する」2番目は「治療にあたっては本人の考え方を尊重する」でした。以上から、病気等の正しい理解を市民に徹底することが大事であると考えます。また「世界エイズデー」などの機会を利用しつつ、継続的な啓発広報を行うとともに、相談しやすい体制づくりを進めることが大切であると考えます。

次に「外国人の人権について」です。報告書49ページをご覧ください。一番多かったのは「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」が約40%の回答がありました。2番目は「特定の人種や民族への差別的言動(ヘイトスピーチ)」が35%でした。この設問は今回新たに加えました。次に「就労の機会が少ない」、「外国人の子どもに対する学校の受け入れ体制が不十分」が続いています。「国籍を理由に結婚について、周囲から反対がある」ですが、前回は24%、今回は16.7%で、約7%強、結果が改善されています。これらの結果から、「結婚」の選択に見られるように少しずつ理解が進んでいますが、外国人旅行客の増加など交流が行われる様子も珍しくなくなる中で、学校の受け入れ、外国語での情報提供など体制づくりを進めて、安心して日々の生活が送れるようにすることが大事であると考えます。また市民が歴史的な経緯を正しく認識し、多様な文化・習慣・価値観を尊重し、一体となって多文化共生社会の実現をめざす取組が必要であると考えます。51ページですが、外国人の人権を守るために一番多かったのは、「日常生活に必要な情報を外国語で提供する」が40.2%、2番目は「地域活動やイベントを開催し、外国人との交流を図る」が38.3%、3番目は「就労の機会を確保する」が31%の回答を得ています。地域としてどのように受け入れていくかが課題になっています。「特定の人種や民族への差別的な言動を規制する」につきましては、いろいろなニュース等で報道もされていますので、市民の方の認識が高いのかなと感じられます。

次に「インターネットと人権」については、レジメの7ページ、報告書の53ページをご覧ください。「書いてある内容が事実である、なしに関わらず許せない人権侵害である」が78.5%で圧倒的に多いです。市民の方々の認識の高さではないかと考えられます。56ページ表21-①をご覧ください。「わからない」が70歳以上では17.2%という結果が出ています。高齢者の方に対するインターネットについての丁寧な説明が求められていると考えられます。

57ページをご覧ください。「インターネット上の人権に対する意見」と「市が行っています地区別懇談会や人権を考えるつどい」のクロス集計です。一言で申し上げますと、数字が上から下に行くほど傾向が読み取れると思います。「インターネット上の差別的な書き込みについてどう思いますか」ということですが、「書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」上から下に行くに従って100%から78%に下がっています。言い換えますと、「地区別懇談会」や「人権を考えるつどい」に参加する回数が多いほど、認識を高く持っていて、参加する回数が少ないほど認識が少なく、傾向としては、これまでの啓発の効果が出ているのかと思います。今後は、人々が「きずな」を求めて「ネット依存」が社会全体で進んでいく中で、ルールやマナーのみならず、集団との付き合い方や自尊感情の醸成まで含めたネットリテラシー教育の充実が課題となると考えます。

続きまして「性的マイノリティの人権について」です。報告書58ページをご覧ください。「LGBTあるいは性的マイノリティという言葉聞いたことがありますか」ということですが、「聞いたことがある」58.4%、「意味まで知っている」が26.4%で、両方の合計が84.8%と高い結果が出ています。レジメの7ページを見てください。認知度が高い中で、本市におきましても平成

15年9月に橿原市議会で「性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」が全会一致で採択されました。それがきっかけとなって公的文書から性別記載の再考と削除に取り組んだ経緯があり、上記の結果につながっていると考えられます。今後につきましては、性的マイノリティというのは、ある程度理解が進んでいる部分もありますが、偏見や排除という根強い部分もありますので、本人や家族への、例えば学校でのいじめにつながるようなことも想定しながら、ご本人の自己肯定感が保てるように、違いを認め合っていく教育・啓発が必要であると考えられます。

続きまして最後の課題ですが、「人権問題に関する取組の成果と学習会への参加」レジメの8ページをご覧ください。まとめとしまして、1点目は「地区別懇談会」「人権を考えるつどい」を例に見てみますと、「毎回参加している」「1～2回ぐらい参加している」と回答した人がこれまでの様々な取組について肯定的に回答しています。つまり「参加している」度合いが多いほど取組の成果を理解されていると言えます。人権問題に関する取組の成果を判断するためには、「参加する」ことが前提条件になっており、開催の周知方法や趣旨の啓発等を考えていく必要があると考えられます。一方で人権問題にかかる教育・啓発の成果が「特にない」と回答した人で、「参加したことがない」と回答した人は約40%、「開かれていることを知らない」と回答した人が約60パーセントで、行政としての周知不足や今後の努力というのが、市民アンケートから見られます。こういった部分を踏まえまして、人権問題に関する取組の成果を判断するためには、まずは啓発、行事等に参加していただくことが前提条件にあると言えます。そのためには、開催の周知方法や、行事の趣旨の啓発等の見直しが必要であると考えられます。また、さまざまな施策や条例等が成立したのは、過去からの取組の成果であり、そうした経緯をふまえつつ、市民の認知度を上げていきたいと考えています。

報告としましては以上です。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。非常にたくさんのデータのある中で、事務局の方でまとめていただきました。皆さんのお手元にこの資料については事前に配付されていると思います。これからさまざまに意見をいただきたいと思いますが、この調査の目的は、結果を今後の新しい人権施策に活かしていくことでもあります。これまでもさまざまなことをしてきました。今後この調査を基にしてどのように、継続の部分もあるでしょうし、力点の置き方を変えるという部分もあるでしょうし、あるいは新しい何かが必要になるということがあるかもしれません。まず質問から受け付けたいと思います。確認しておきたいことがございましたら全体にわたって質問をお願いしたいと思います。その後、非常に多岐にわたっていますので、いくつかに分けてお伺いしたいと思います。レジメ1番から11番までの項目がありますので、1～4、5～8、9～11と3つに区切らせていただいてご意見をいただければと思います。まず全体的なことで、確認と質問がありましたら伺っておきたいと思います。どなたからでも結構です。ご意見ををお願いします。

(委員)

3030人に出して、(宛名不明の)7通返ってきた。7通は外国籍の方がいますか。

(事務局)

3030送らせていただきまして、7通があて先不明で返ってまいったのですが、日本籍の方のみとなっています。1213通回答をいただいておりますが、このうち、9通が外国人の方から返ってきました。外国籍の方につきましては、30通送らせていただいて9通返ってきたということで30%の回答ということになっております。

(議長)

ありがとうございました。委員よろしいですか。

(委員)

はい

(議長)

その他ございませんか。はい

(委員)

有効回答率が40%です。私自身もう少しあるかと思っていたのですが、この40%は、全部回答されてない方については、ここに入っていないのですか。40%をどのように捉えているのですか。

(議長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

1213通郵便で戻ってきたのですが、すべて何らかの回答をいただいております、1213通全部が有効回答ということで、処理させていただいております。

40%という回答率についてどのように考えているかという質問ですが、我々といたしましては、こういう一般的な回答につきましては、40%という回答であれば上出来なのかなあと認識をしています。統計上の集計結果から判断しましても、3030通送って40%の回答をいただいているということであれば、市内の住民の方々の意見を反映していることになるかと認識を持っています。

(議長)

委員よろしいですか。

(委員)

はい

(議長)

委員お願いします。

(委員)

基本的なことから伺います。この報告書は、どういう位置づけのものですか。全国で各市町村がこういうことをやっていますか。日本全国の市町村ごとのデータがあって比較できるものですか。10年ごとにやるとすれば、年度ごとの事業計画の中に落とし込んでいくことが必要になってくると思いますが、実施計画サイドの資料との整合性を考えた上で設問を作っているのですか。例えばこちら側には毎年毎年北朝鮮の拉致問題を取り上げていただいておりますが、10年ごとにやっていく方向のこの問題に拉致問題の設問自体がないじゃないですか。設問をだれが考えているのですか。どういう位置づけで、これは行政目的になるのか、ならないのか、教えてください。

(議長)

今の点について事務局お願いします。

(事務局)

本調査につきましては、橿原市の方では12年ぶりに実施させていただきました。これにつきましては、全国統一で実施しているものではなく、任意で行っています。県で平成20年に行いました同種の調査などを比較しながら、当市で12年前に行いました調査と経年比較するために実施したものです。全国統一で行ったものではございません。調査の目的は、最初に申し上げましたが、1つ目の目的としまして、過去12年間にいろいろな施策の取組を行ってまいりましたが、その反省を込めて今後どう展開していけばいいのかということです。それから12年間に市民の意識がどのように変化していったのかに取り組んでいきたいということです。前回橿原市では、基本計画を作成しました。今回もできましたら基本計画につなげていきたいと考えています。基本計画があつて、実施計画に詳細につなげていきたいと考えています。まずは調査があつて基本計画につなげ、毎年毎年の実施計画に反映していきたいと考えています。

(委員)

例えば、基本計画の元になる基礎資料ならば、拉致問題の啓発を毎年毎年、写真パネル展等でやって来て、橿原市民の中で拉致問題に関する関心が高まったとか、その調査データすら取っていないということになります。そこから基本計画を作ったら拉致問題が抜けたまま基本計画を作ることになります。そこを循環してつながらないとデータの意味がないだろうということです。むしろ単年度ごとの資料の中に大きな目標としてそれぞれのデータのつぶが入っている、それぐらいのことを考えて資料作りをするべきだと思います。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございます。今回のテーマとしましては「人権問題に関する市民意識調査」の報告を主眼にさせていただいています。そんな中で拉致問題の被害者の関係についての問い合わせ項目があるかないかという質問であると思います。この部分について言えば、市民意識調査の中には設問はございません。人権についての項目はかなり広いです。そんな中で、拉致被害者の関係について言えば、橿原市についてもそういう方もいらっしゃるということも含めて認識はしているところです。そんな中で、パネル展示等していることも事実です。今回の意識調査につきましては、個別の人権問題に関わるものとして、例えば同和問題、高齢者の問題、子どもの人権、女性の人権、という大きなくくりの中で市民の人権に関わる意識をお聞きしまして、それを基礎資料として基本計画の次回の見直しの部分の資料としていきたいと考えています。当然のことながら、基本計画について言えば、大きなカテゴリーのもの以外にも、今言われた拉致被害者の問題であるとかこれも大きな人権の問題ですので、検討を加えていきたいと考えています。

(議長)

ありがとうございました。

時間を使って、事務局に調査の基本的なことを確認していただいているのですが、実は審議会でも調査を作る時に審議をしてきた経緯があります。あまり設問が大量になると、回収率が少なくなるとか、外国人の方へは何語でするのかかなど論議してきました。「すべてについては難しいです」という事務局の回答でした。完璧なものにはなっていないというご指摘なのだと思いますが、それも限界を踏まえつつ、今ここでは出てきた結果をどう今後活かしていくかに時間を使いたいと思ってい

ます。委員、限界を踏まえつつ、次にいきたいと思うのですがどうでしょうか。

(委員)

この実施計画の前段に、重要課題が11本書いてあるわけじゃないですか。10番が北朝鮮当局によって拉致された被害者等と単体で書いてあります。たかだか10本しかないうちの1本の大きな柱なのです。11番目にさまざまな人権というのがあって、当初この話を出させてもらっていたところに、11番目のさまざまな人権という中に、拉致問題があったのを覚えています。大きい方の柱の1本であることを認識してもらいたいです。細かいのが全部取り上げられないというのはしょうがないというのはあります。大きな柱の1本が抜けていますと言いたいのです。

設問を作ったのはだれですか。このデータ自体は貴重ですから、今後につながっていくものだと思いますが、データに責任を取れるように作らなければなりません。

(議長)

委員の主張は、新しい行政のあり方の基本的なものだと思います。データでもって政策を作っていくということを基本とするならば、データとしてあった方がいいだろうということだと思います。この調査でなくてはできないというのではないのかもしれませんが、これまでもやってきていますが、これからもやっていくということで、今回は、ここで北朝鮮の問題を議論できませんが、別の形でまた議論をしていただければありがたいと思います。

(委員)

本当に重要な問題だと思います。人権審議会の今までの流れの中でも、これを取り上げる時、外国人に対してのいろんな子どもたちや大人たちが差別心を持っている状況の中で、この問題を取り上げる時というのは本当に重要な意味があるのだと、そこもしっかりと立てながらこのことをやっていかなければならない課題だ、ということできざまな人権から1つ上がったと思います。今回この設問をするときに、前回の審議会の時、この内容があったと思います。その時になぜその視点を追求されなかったのかと思います。実際行った後、それだけ重要な内容であると力説されるのであれば、その内容の件を違う角度から啓発していく機会をもっていけばいいかと思います。人権審議会の流れとしては、前回からつながっている流れですので、今委員の言われた内容は、私は驚きました。率直な意見です。

(議長)

私たちの限界もあるというように思いますけれども、今日は今のような限界もあるということも踏まえて、1つはすべての人権問題が扱われてないということも踏まえて、出てきている回答をどうするかということ、またこの中に扱われていない課題をどのように施策化していくのかということも指摘されたということで、次の審議会の折にでも検討していきたいと思います。委員よろしいですか。

(委員)

はい

(議長)

それ以外のことで何かありませんか。それでは個別の所でお気づきの点がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。事務局から説明のあった11の項目の1～3につきまして、意見や提起を出してください。1番は「日常生活で暮らしにくいと感じていること」2番は「同和問題について」3番は「女性の人権について」4番は「子どもの人権について」です。

事務局、質問ですが二重丸の所と※の所がありますが、どういう切りわけで記述していただいていますか。

(事務局)

二重丸は初めに箇条書きにしたものをある程度まとめたものです。※印は課題としてあるものをまとめたものです。課題が少ない所は二重丸でまとめています。部落差別等課題の多いものは※を付け加えています。

(議長)

二重丸は結果から読み取れること、※印はさらにそこから精査したことでいいですか。

(事務局)

はい

(議長)

はい、それを踏まえていかがですか。

(委員)

「同和問題との初めての出会い」というのがありますが、「学校の授業で教わった」が45%、「家族・親せきから聞いた」21%でした。学校の授業は、先生方のいろいろな努力によってきちっと子どもたちが学習している状況ですが、問題は「家族、親せきから聞いた」の聞き方に非常に危惧されるところがあるのではないかと思います。というのはこの結果から、不動産の対応、結婚差別、差別発言、これがずっと高い水準におさまっているわけです。子どもたちが学校で同和問題、人権問題を勉強しながらも、少しずつ大きくなって私たち大人を含めたいろんな、言葉は極端ですが、汚れの中できちっとした意識がだんだんと曲がってきているような状況が、ずっと過去のことと同じような状況が変わらずあるのではないかと思います。やはりこの意識調査の今後の活用からも、大人の対応、社会の対応、子どもたちの純粋な気持ちを如何に育てていくのかということも1つの大事な課題になってくるのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。学校教育のこの間の成果が1つには表れているところかもしれません。その他いかがですか。

(委員)

委員のみなさん、行政の皆さんにおかれましては、橿原市において人権文化の花を咲かせるために平素よりご努力をいただいていることに敬意を表する次第です。ありがとうございます。昨年いろんな人権問題についての法律ができました。そのことを踏まえてみなさんをお願いしたいと思います。去年は「障がい者差別解消法」が4月に制定され、そして奈良県の条例で、「奈良県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。そして「ヘイトスピーチ解消法」ができました。昨年12月9日には「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消推進法」が可決、成立しました。12月16日に公布、施行されましたが、この法律の意義として、部落差別は現存すると書いてあること、国及び地方自治体の責務によってこれを解決すると明記されています。そして何より法律名に部落差別の解消という文言が初めて入った法律です。またこの法律には、相談体制の充実や教育啓発の推進、そして部落差別の実態調査を国と地方自治体に求めると書いてあります。まだ法律ができて5ヶ月ということで、みなさんにおかれましても、じゃあどうやっ

てという部分が多々あろうかと思えます。審議会の皆さんにはこの法律の履行に議論を深めていただくことを切に願っています。どうぞよろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。この間の国や県等の条例や法律についての動向を、非常に的確にご指摘いただいたところですので。これを踏まえて今後の施策を考えていただきたいというお話だったと思えます。

(委員)

部落差別解消法の目的等についてはその通りなのですが、あくまでも推進法、理念的な法律なのです。解消法であれば、もっと直接的に実行されるのかなあという思いがします。その辺りがちょっと問題があるかと思えます。先ほどからの説明の中で、21ページにあります「子どもの結婚相手が部落出身者であっても問題にしない」という傾向が出ていますね。ここで出されている数字はあくまでも傾向だと思いますが、これまでの取組の成果と考えてよいだろうと評価されています。前回の40%から31.5%になっているという、だいたい100人ぐらい、それが傾向としてこれまでのどのような取組だったのかと思えます。一概にこういう評価の仕方が如何なものかという思いがします。2つ目は、22ページに問4がありますが、学校で先生方に教えてもらった子どもたちと、家族、周囲で教えてもらった子には、伝達方式に何らかの関係があるという貴重な内容が出ています。今後の改善方向につながるかと考えています。それと、国も差別が現実にあるという。差別の解消に向けた檜原市の取組というのは、どのように具体化するかが問題だと思います。

(議長)

ありがとうございました。1点目がよくわからなかったのですが、21ページについて改善の数字と言えぐらいになっているのかどうかということですか。

(委員)

10%改善しているということ、そうしたら大体回収した1300人から言うと100人ぐらいです。それが評価できる成果と言えのかということですか。

(議長)

難しいところですね。私もそここのところに興味ありますが、前回の調査と比べて統計的に大きな変化なのかどうかという因果関係的なことについて別途考えなければいけないのかなあという気がします。この10ポイントの差は大きな差であると言えるのでしょうか。

(事務局)

21ページの部落差別の現状についての設問についてですが、「まったく問題にしないだろう」というのが前回16.0%でしたが今回15.4%で微減になっていますが、「迷いながらも問題にしないだろう」が前回26.8%から今回32.2%で約5%増えています。併せましてどちらかという改善の方向に進んでいるのかと統計的には優位な方向に進んでいるのかと思えます。それから報告書84ページをご覧ください。「Ⅱ、個別の人権課題について」の1番、「人を大切にする教育・啓発と『まちづくり』の発展」の第5段落ですが、「結婚差別の現状認識」と「自分の子どもの結婚相手が部落出身者であった場合の態度」との関連では、現状認識が厳しい人では、結婚には反対に意思を示しており、逆に「差別がない」と考えている人ほど結婚を問題にしない傾向が見られました。」というのがございます。しかし、結婚を問題にしない意思が強い人においても、結婚差別の存在を認識し、3割以上が「差別がある」と答えています。たとえ差別があったとしても、子どもの結婚につ

いて反対しない意思が見えています。これも1つの人権教育・啓発の成果かと考えています

(議長)

ありがとうございます。なかなか因果関係というのは難しいものですが、今までやってきたことが数字で確認できたということなのかと思います。同時に前回やった調査と今回やった調査ですので同じ設問で、有意な差があるのかどうかを確認していただければありがたいです。

(委員)

全体のデータの位置づけをちゃんとしてないと檜原市の成果か見えてきません。いわゆる部落差別に関する法律ができるにあたって、差別が存在するのだということが示されているよということを今教えていただきましたが、その法案を作るに当たって、いわゆる日本人の中に差別意識の持ち主が何%います、のような基礎データを扱っているだろうということは容易に推測できるわけじゃないですか。それは市町村から上がってきたデータを集約しているのか、国が独自で持っているデータなのか分かりませんが、それが10年前、20年前、30年前からどのように変化してきているか、それとまた、檜原市の中で10年前、20年前と同じデータがどのように変化してきたかを2本並べて、ようやく檜原市が他の市町村と比べてがんばってきている点や、あるいは他の市町村に比べてもっと力をいれなければいけませんねという、政策効果の見極めが出てくるわけです。PDCAサイクルの中の1つの部分です。

(議長)

ありがとうございました。だんだんと調査結果と政策が結びついていくもので、一足飛びに理想的な形は難しいかもしれませんが、今のご指摘は将来の理想的な姿を示してもらっていると思うので、実施したデータと他のデータの関係からいろいろな事が分かってくるものですので、最大限効果を引き出せるように研究することが必要なのかもしれません。その他の点でいかがですか。

(委員)

昭和40年に同対審ができて、今で52年、我々は檜原市と協力して7月1日から7月31日までが、「差別をなくす強調月間」ということで啓発をします。同和問題、これは徳川幕府が封建支配を貫くために仕組みとして作られたものであると聞いています。その起源説は、人種的でもない、宗教的でもない、職業的でもないことを、「差別をなくす強調月間」で我々が再確認をし、啓発をし人権感覚を高めてもらうことと、人権尊重の啓発であってほしいと思います。確かにこれは成果が出ています。今後も継続していきたいと思います。

(委員)

33ページに「子どもの人権について」というのは、今いじめが全国的に多く重要視されています。「子ども同士のいじめ」が60%、「いじめを見て見ぬふりをする」が55%です。「いじめを見て見ぬふりをする」のもいじめ者とみるべきです。いじめ問題は学校の教育の問題であると同時に、家庭教育の問題でもあり、また、社会教育の問題でもあると思います。今、非常に貴重なデータを見せていただいたわけですが、このデータを学校あるいは社会、家庭に、どういうふうに啓発していくか、この資料を活かしていくのか、聞かせてください。

(議長)

事務局いかがですか。

(事務局)

昨年度実施しました調査につきまして、前回もそうでしたが約1年間計画の見直しまで期間を空けさせていただいています。この1年間で、本日も含めまして各市民の皆様、団体の皆様に結果を報告させていただいているいろいろな意見をいただきたいと考えています。それを踏まえて、より良い基本計画や施策の反映に30年度以降つなげて生きたいと考えていますのでよろしくお願いします。また、当課としましては、周知につきましては、ホームページであったり、いろいろな会合であったり、例えば出前講座というのをメニュー登録しています。少人数の会合等でも結構ですので、ご連絡ください。出向いて説明させていただき、ご意見をいただきたいと思います。本日この会議で新たな周知方法をいただければ幸いであると考えています。

(議長)

ありがとうございます。よろしいですか。

(委員)

この同和問題のことで、28ページをご覧ください、聞きたいことがあります。過去の同和対策事業が現在も行われているという認識を持っている人が多く、現状について正しい認識を持てるように啓発しなければならないという、この市の結果に基づいた内容については是非お願いしたいです。もう1つは、84ページの下から7行目、『同和問題を解決するには・・・』という非常に貴重な結論めいた言葉が出ています。『人を大切にする教育や啓発、交流活動を充実させる』が最多の回答でした。重要なことは「人を大切にする教育や啓発」をスローガンに終わらせるのではなく、差別の解消に向けて、差別意識を解きほぐし、充実した学びをつくることです』と同和問題を解決するキーワードを提起されています。特にこの辺が重要ではないかと思います。

(議長)

28ページの内容のご質問ですね。

(委員)

はい

(委員)

事務局お願いします。

(事務局)

28ページの表をご覧ください。「同和地区の生活環境を改善・整備する」というのをご覧ください。年齢別に数字が並んでいますが、全体的には19.3%、約5人に1人の方が選んでおられます。特措法が廃止されまして、いわゆる優遇措置が現在は特にございません。今回調査を行いました、その他の欄の記載事項等で今尚優遇的なものを受けているという意見がありました。数字にも示されていますが、自由記載にもそういった意見がありました。そういった意見を受けまして、我々としては誤った認識や誤解がありますので、現状認識を改めてもらうことが大切かと考えます。

(委員)

「子どもの人権について」1点お話をさせていただければと思います。33ページの調査結果を拝見しますと、「経済的な理由で満足に食事を取れない子どもが増えている」が31.7%と出ています。3ページの「暮らしにくい」というところで、「家計にまったく余裕がない」というのが24%と調査結果が出ておりますことと照らし合わせますと、実際に意識として増えているだけでなく、子ども自身が経済的に困っているという状況が檜原市の中であるのではないかと見受けられます。実

際に中南和地域でも虐待の件数が一番多いです。私は児童相談所の嘱託職員をしておりますが、市長がご挨拶でも言われたように、橿原市は進学率が高くてそんなに貧困の差がないのではないかと認識を持っていましたが、実態からしますと実はそういったところが見受けられます。85ページのところで、すでに市内で「かしはら校外塾」や「子ども食堂」の取組が始まっていて、連携をとというような記載がありましたが、そういう取組を進めていただいて是非そういう子どもたちにも手を伸ばしていただけたらと思います。

(議長)

ありがとうございました。今のような統計データと意識を重ねると何が大事なのかが実際分かってくるかもしれませんね。

(委員)

意識調査とは離れるのですが、実際の部落差別の現状を教えてくださいたいです。2年前2015年度において奈良県下で県及び市町村への同和地区の問い合わせがあったと聞いています。ある市町村では、土地の購入でその地区はどうですかと、縁談を理由に問い合わせがあったと報告を聞いています。2016年度本市において、同和地区に関する問い合わせがあったのかどうか、もしあったとしたら職員の方はどういうふうに返答し対応されたのか、把握されているかどうか教えてください。

(議長)

議題の趣旨と違うのですが、一言でお願いします。

(事務局)

過去に橿原市の方にも、そこの物件が同和地区かどうかという問い合わせ事案がありました。そのことにつきましては、私どもの方で差別事象として関係機関に報告するとともに、市内の不動産業者等に啓発していく必要があるということで、パンフレット等を作成して業者の方に配布して、今後そのようなことのないように周知しています。また啓発連協という各市町村で構成している団体がございますが、その会議の場で各市町村で発生した同和問題も含めた外国人等への差別事象の報告をしています。その中で、桜井市の方でも結婚問題の問い合わせ等が発生していると聞いていますし、奈良市等でも、近鉄の駅等で差別落書きも発生していると聞いています。

(議長)

本日の議題は、調査に基づいてアイデアをいただくということですので、今の質問は文書で出させていただいてお答えいただくということでいいですか。時間がないので5～8に移りたいと思いますが、最初のところは同和問題が出てきました。女性のことは出て来ませんでした。あれば事務局にメール等で送っていただくということで、5～8でご意見、ご提起がありましたらお願いします。

(委員)

7番の「H I V感染者・ハンセン病患者等の人権」ということで、医療関係に該当すると思うのです。2人に1人が癌にかかると言われて国民病と言われてこんな時ですので、私も仕事柄、癌にかかることによって仕事をリストラされたという相談を何人から受けていたりしています。がん患者の方もかなり増えておられますので、こういった点について人権の問題という中で取り上げていただければと思っていますので、提案ですがよろしくをお願いします。

(議長)

特に働いている方が病気になった場合の職場での対応等もあるのではないかというお話だったの

ではないかと思えます。ありがとうございました。

(委員)

人権を考える特集号NO. 26「外国人の人権について」というところで、今回設問の中で「外国人が自分の国の文化を継承する場がない」という文言を入れていただきました。学校教育の指針が出ている内容の中で、大きな柱として謳われている内容の1つを設問の中に入れていただいたというのは、大きな成果ではないかと思うんです。回答的には14.7%です。これは1000何人かのうちの、外国の人たちがそのことをどう思っているのかわかりませんが、回答が14.7%あることを重要視してほしいと思えます。数字的には少ないですが、外国人の問題は日本人の問題でもありますが、外国人にとって日本に暮らしながら日本の環境に染まっていくことが本来生きやすいし、周りの人との差別も起こりませんからいい事なのですが、その人自身の持っている人格権や民族的な内容が消されていく環境は、周りの日本の子にとって良くないことなのだとということをしっかりと伝える方法を市として細かく示してもらえる内容があったらなあと思えます。ここの設問の結果は14.7%ですが、これは、私自身は重要な内容かなあと思っています。

(議長)

ありがとうございます。確かに重要なご指摘だと思います。数字が少ないのはニーズがないからと言うよりも、掘り起しが出来てないからの可能性があるわけですね。そういう側面からも数字を読んでいくことが大切ではないかというご指摘だったのではないと思えます。

(委員)

5、6番で、「高齢者の人権について」「障がいのある人の人権について」、これから私たちの市も高齢化が進むということで、高齢化が進むということは、障がい者も増えてきます。障がい者の啓発についても、体が不自由であることは年がたってきますとどうしようもないことですが、心の啓発をどのようにしていけばいいか考えてほしいなあと思えます。

(委員)

高齢化が進み、障がい者の方も増えてくるだろうという中で、その心構えというか心の持ちようについてのご提案だったと思えます。世界でも先進的に高齢化が進んでいる社会ですから、意識的に進めていくべきかと思えます。どうもありがとうございました。

(委員)

55ページについてですが「インターネットによる差別的な書き込み等の問題の改善」の調査について、インターネットのルールと啓発教育をすべきであるが55%、行政機関が停止削除を求めるべきが46%、法律で取り締まるべきが39%という結果から、市民の理解と意識の存在が十分に伺えます。

もし削除、停止を求める事例があれば、檀原市は積極的に対応してくださるのでしょうか。

また一方で、学校の教育の中にパソコン、スマートフォン、ネットのマナーやルールを今後とも取り入れてくださることを希望します。

(事務局)

インターネットを通じての差別事案の扱いについての質問だったと思えます。今おっしゃられましたように、かなりネットが普及しておりまして、SNSも含めてですが、差別事象が出てしまいます

とすごいスピードで拡散してしまいます。先ほど紹介があったのですが、我々榎原市も市町村で構成されています啓発連協という、いわゆる人権、差別事案に取り組んで行こうという各市町村が入っている組織がございます。その中でその団体が極めて先駆的な取組をしていたのですが、インターネットステーションということで、事務局の中にインターネットの端末が数台置いています。そこで各市町村が輪番で監視をするという行為で、極めて悪質な差別書き込み等があれば、これを法務局の方に削除要請をしていこうというような取組を現在すでに進めています。先ほど部落差別事案の現状はどうかという問い合わせもあったのですが、昨年来、鳥取ループという団体が昔あったいわゆる『部落地名総監』に似たものをネットで配信しようとしておりました。これらについても、当然国をあげて削除をしているというのが現状です。市町村の取組としましては、県下の市町村が連携してそういう事案について未然に防止しようとしているのが現状です。

(委員)

ここで申し上げておいたほうがいいと思いますが、犯罪に関わるようなことがあるようで、例えば以前交際していた女性の写真を送ったり、子供を脅迫してその子の写真を送らせてネットで流すというような悪質なものがあるようで、宜しくお願いします。

(議長)

被害を受けた方がどういう行動を起こすべきかという事も学校等で教えていくことも必要ですし、だれかが消してくれるだろうということではなく、行動を起こして反応していくべきことだと思います。ありがとうございました。

(事務局)

先ほど学校教育の中で、学習することも非常に大事な問題であると提起していただきました。私もその通りだと思います。私は昨年度末まで小学校に勤務していました。特に5、6年生になると、スマホを通じてラインで、子ども同士でやり取りすることがあります。その中に、いじめにつながる人権侵害や、差別的なことが書かれていることがありました。その事を大事な課題として捉えていこうというところで、5、6年生を対象に榎原警察生活安全課の方に来校いただきDVDを交えて講演をしていただきました。また、保護者の方々を対象にスマホに潜む危険性についてお話をさせていただきました。また、昨年度市小中校長会に榎原ライオンズクラブの方が来られて、「児童、生徒向けに薬物乱用やインターネット等の危険性について、学習プログラムを作成したので学校に出向いて話をしますよ」と、出前授業の紹介をしていただきました。昨年、畝傍中と畝傍北小に来ていただきました。とても具体的で分かりやすかったです。これからも児童や生徒そして保護者にインターネットや薬物の怖さ等について知ってもらう機会を継続していくことが大切であると考えています。

(議長)

ありがとうございました。それでは9～11番についてご意見をお願いします。

(委員)

49ページ「外国人の人権について」というところで、「国籍を理由に周囲から反対がある」が前回より7%下がって16.7%になったと説明されたのですが、外国の人たちにとって、この榎原市の市民の1人であるということが認められてきた内容が少し隠れているかと思います。もう1点は、国際結婚が増えてきた1つの経緯があると思うのです。国際結婚をしたら、外国人にとれば日本人が自分の相対者の人権を考えるようになるのですね。外国籍の者は選挙権がありませんが、その相対

者が自分の相手の人たちの人権を考えたり、まして国籍をダブルで持っている自分の子どもの人権を考えるという視点で、選挙で選ぼうとするという事が増えてくる可能性の意味でもあるかなあと思います。現実、皆さんの家族の中に、国際結婚している割合が今日本ですごく多いです。それを考えた時に相対する日本の人の意識が本当に大きなポイントかなあと思いました。

(議長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

(委員)

レジメのまとめにも書いてあるのですが、いじめ行為について、解消に向けた取組を発展させなければならぬと書いてあるのですが、小学校、中学校では報告やそれぞれアンケートを取ったりしています。それ以上に、その現場での子どもの様子をしっかりと見て学校として取組をしていかなければならないと、私も小学校に勤めていますが、痛切に感じています。それと貧困問題ですが、現場では朝食を食べて来れない、服装が整っていない、忘れ物はする、持ち物がそろわないという子がたくさんいます。要するにネグレクトですね。そういう子どもたちに学校として、保護者に呼びかけたりということもありますが、子育て支援課なんかにも相談したりしますが、もっと子育て支援課の方も主体的になって子どもたちの実態をしっかりと見て、保護者に解決に向けた呼びかけをしてほしいと思います。本当は保護者の問題でもあり、地域の問題でもあるのですが保護者に対する呼びかけが貧困問題にとっても大切だと思います。

(議長)

先ほど委員もおっしゃっていましたが、教育と福祉がいっしょにならないとたぶん解決が難しいのではないかと思います。その辺りが次の10年の大きな柱ではないかと思いました。ありがとうございました。その他ありませんか。みなさん時間を気にしてくださっているようですが、持ち帰っていただき、更に何かあるようでしたら、送ってもらうということでもよろしいですか。事務局、メールでいいのか、どういう方法であればいいのかお知らせください。

(事務局)

もう一度確認させていただきまして、メールと郵送の両方で送っていただけるようにしたいと思います。また、ご連絡させていただきます。

(議長)

ありがとうございました。もう2時間が経ってしまいましたが、どうしてもという方がいらっしゃいましたらここで発言を願いたいと思います。

それでは、また皆さんからご意見をお寄せいただければと思います。次に、資料の2につきまして事務局より報告をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。本年度、平成29年度スケジュールになっています。1番上にも書かせていただいておりますが、昨年実施いたしましたこの「市民意識調査結果」のフィードバックを目標にしています。フィードバックというのは、市民や関係団体に対しまして広く意見を求めるとともに、この結果を周知させていただくものです。具体的には、広報誌に8月と12月に折り込みまたは複数ページにまとめまして、結果を説明させていただきたいと思っています。そしてまた通年の事業としましてホームページで結果を広く周知させていただきたいと思っています。本審議会につきましては、

今回5月に実施させていただきまして、2回目を9月下旬もしくは10月上旬に実施させていただきたいと考えています。こちらにつきましては、毎年お願いしています事業実施計画の方をご検討いただくことになるかと思えます。第3回につきましては、昨年できませんでしたが、研修の方を予定しています。本年度は、正式には9月に提案させていただきますが、昨年リニューアルされました「おおくぼまちづくり館」の研修を予定しています。洞村移転の方が100周年を迎えるということで、併せまして検討させていただいているところがございます。先ほども申しましたが、この調査結果を広く市民の方に周知し、意見を集めていきたいというのが第1の目的ですので、年度内には調査の報告会や小グループでの出前講座などを通じて意見の集約をしていきたいと思えます。

(議長)

ありがとうございました。ご質問ございますか。

[質問、意見なし]

そうしましたら、案件が本日すべて終わったこととなります。司会にマイクをお返しいたします。

(司会)

会長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、長時間にわたる熱心なご審議、また多くの貴重なご意見を賜りありがとうございました。繰り返しになりますが、限られた時間での審議でしたので、各委員さんにおかれましては今一度家に帰っていただきまして、この場で述べていただく事ができなかった意見やご質問があれば事務局に申し付けていただきたいと思います。本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして後日皆様全員にお送りさせていただきます。ご確認のほどよろしく願いいたします。この会議録につきましても、ホームページで公開予定をしています。以上をもちまして、本日の人権審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

